

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」
各自治体等の概要版

東京都 八王子市

目次

CONTENTS



2

| **01** | 八王子市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

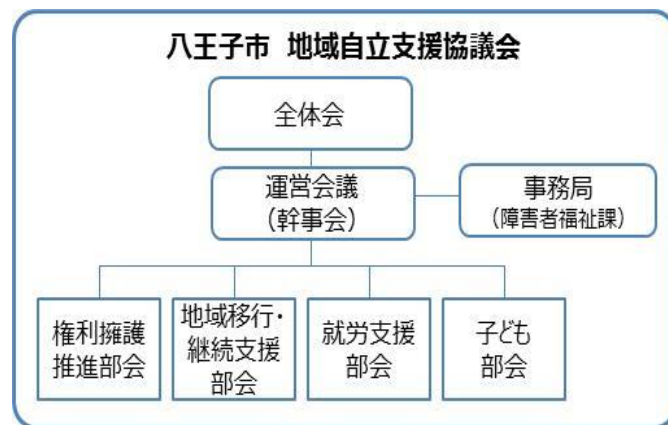
- 人口 563,961人（平成29年6月末現在）
- 障害者の状況（平成29年4月1日現在）
 - ・身体障害者手帳所持者 15,453人
 - ・療育手帳所持者 4,230人
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 4,713人
 - ・3障害とも手帳所持者数が増加
 - ・特に精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加（5年前から約1,300人増加）
- 八王子市の位置



02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

整備のプロセス

- 平成26年8月から地域自立支援協議会の地域移行部会で検討開始
- 国のモデル事業（平成27年度）で、5か所の市委託相談支援事業所に「地域生活支援準備サポート要員」を配置し、体制構築の準備を行った
- 相談以外は、地域生活支援拠点等となる事業所や施設は決めず、「市総ぐるみ」として全ての障害福祉サービス事業所で地域生活支援拠点等事業を実施する体制とする方針を決めた



整備類型

面的整備型

（市内の委託相談支援事業所5か所に、地域生活支援拠点等としてコーディネート機能をもたせ、「市総ぐるみ」で取り組む面的整備）

概要

- 市内の委託相談支援事業所5か所に、地域生活支援拠点等としてコーディネート機能（地域生活支援員）をもたせ、市内すべての障害福祉サービス事業所で取り組む面的整備を目指す
- 家族のいる自宅で、自立支援のための生活体験を実施
- ピアカウンセラーによる地域移行支援を展開

相談

- 地域生活支援拠点等 5 か所に、地域生活支援員（コーディネーター）を合計14人配置
- 地域生活支援員が、当事者が地域で生活していくために必要な支援を見極め、既存の福祉サービスや支援機関につなぎ、地域生活ができるまで支援を行う
また、現行のサービスに無い見守りや付添いなどの日常生活支援、直接処遇等のアウトリーチ支援も行う
- 相談受付時間は原則として 9 時から17時までであるが、地域生活支援拠点等 5 か所は虐待の通報先にもなっており、職員持ち回り携帯電話で24時間の相談に対応

緊急時の受け入れ

- 緊急時の受け入れは課題が多く（サービス未利用者、強度行動障害等）現在検討中
- ピアカウンセラー派遣に協力してくれる精神科病院と連携して緊急対応をお願いしたケースがある

体験の機会、場

- 元々、一般のマンションの1室を借りて知的障害の人の体験を行っていたが、「自宅では料理や洗濯ができる人が体験室では何もできなかった」という事例から、在宅で行う自立支援のための体験を実施（地域生活支援員が自宅に行き、ホームヘルパー役を担い、一人でできないことでもホームヘルパーがサポートできることを、本人に確認しながら体験してもらい、実際の利用につなげる）

専門的人材の確保・養成

- 1か所の相談支援事業所による、研修会の企画・開催
- 各地域生活支援員の個別の専門性をコーディネートできる、地域生活支援専門員（仮称）を養成を構想中

地域の体制づくり

- 精神科病院の急性期、慢性期、開放病棟の入院患者に対して退院促進を行うピアカウンセラー（当事者などの20人のチーム）が活動中
- 地域自立支援協議会の地域移行継続支援部会を中心に、障害福祉サービス事業所、保健所や民生委員・児童委員などとネットワーク化を図っている

その他

「ー」

地域生活支援拠点等のイメージ図

- 地域、障害種別を網羅する委託相談事業所 5 か所を中心とした面的整備
- 委託相談事業所 5 か所にコーディネート機能をもたせ、「市総ぐるみ」で取り組んでいる



利用事例

1

利用者の属性

・60代

利用した経緯

- ・精神科病院に約40年間入退院を繰り返していたが、退院後地域で生活するにあたり、介護保険サービスを利用できる65歳まで間近だったため、本事業を利用し、地域生活支援員が支援にあたった
- ・退院後のアパート内見と生活用品の買い物に同行した。計4回の外泊支援を行った。介護保険の申請の手伝い、他科受診（精神科以外）の同行、地域生活を楽しむための支援（地域生活支援員と一緒に好きな歌手の曲を聴くなど）を行った

利用の効果等

- ・約40年間入退院を繰り返していた影響で、地域で生活するにあたり課題が多かったが、地域生活支援拠点等を利用したことで、退院時にはできなかったこと（お風呂の入り方やインターホンの使い方など）ができるようになった

● 障害特性に応じた体制づくり

「精神障害の人は制度やサービスがほとんどないため、それぞれが連携しあい、何かあればどこかにつながられる体制が必要」、「知的障害の人は、1つの窓口から事業所等につなげてもらうのが分かりやすく安心する」など、障害特性に応じた体制づくりが必要

● 面的整備としてのバランスの強化

現在、地域生活支援拠点等は人口約10万人に1か所だが、人口密度も含めて地域的、障害種別的にも5か所でバランスが取れているかどうか今後、検討していく。さらに医療、児童を得意分野とする地域生活支援拠点等を検討していきたい

● 専門的人材育成が課題（重症心身障害、高次脳機能障害、発達障害）

様々な、障害特性に応じた体制や対応、人材が必要だが、専門的人材育成のための手立てがないため、今後検討を要する